

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	保険年金課
処分の名称	特別療養給付の支給
処分権者	市長
根拠規定	国民健康保険法第55条第1項
基準規定	国民健康保険法第55条第1項
審査基準	国民健康保険法第55条第1項 規定は略
標準処理期間	90日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	保険年金課
処分の名称	一部負担金の減額、免除及び徴収猶予の認定
処分権者	市長
根拠規定	国民健康保険法第44条第1項
基準規定	周南市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する取扱要綱第3条;第4条
審査基準	周南市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する取扱要綱第3条、第4条 規定は略
標準処理期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	保険年金課
処分の名称	療養費の支給
処分権者	市長
根拠規定	国民健康保険法第54条第1項
基準規定	国民健康保険法第54条第1項
審査基準	国民健康保険法第54条第1項 規定は略
標準処理期間	90日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	保険年金課
処分の名称	特別療養費の支給
処分権者	市長
根拠規定	国民健康保険法第54条の3第1項
基準規定	国民健康保険法第54条の3 国民健康保険法施行規則第27条の5 周南市国民健康保険における特別療養費の支給に関する要綱第10条
審査基準	国民健康保険法第54条の3 国民健康保険法施行規則第27条の5 周南市国民健康保険における特別療養費の支給に関する要綱 第10条 規定は略
標準処理期間	90日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	保険年金課
処分の名称	移送費の支給
処分権者	市長
根拠規定	国民健康保険法第54条の4第1項
基準規定	国民健康保険法第54条の4 国民健康保険法施行規則第27条の9;第27条の10;第27条の11
審査基準	国民健康保険法第54条の4 国民健康保険法施行規則第27条の9、第27条の10、第27条の11 規定は略
標準処理期間	90日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	保険年金課
処分の名称	高額療養費の支給
処分権者	市長
根拠規定	国民健康保険法第57条の2第1項
基準規定	国民健康保険法施行令第29条の2・第29条の2の2・第29条の3・第29条の4 国民健康保険法施行規則第27条の12;第27条の13の2~第27条の13の6;第27条の14; 第27条の15;第27条の16;第27条の17;第27条の17の2;第27条の17の3
審査基準	国民健康保険法第57条の2 国民健康保険法施行令第29条の2、第29条の2の2、第29条の3、第29条の4 国民健康保険法施行規則第27条の12、第27条の13の2~第27条の13の6、第27条の14、第27条の15、第27条の16、第27条の17、第27条の17の2、第27条の17の3 規定は略
標準処理期間	90日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	保険年金課
処分の名称	高額介護合算療養費の支給
処分権者	市長
根拠規定	国民健康保険法第57条の3第1項
基準規定	国民健康保険法第57条の3第2項 国民健康保険法施行令第29条の4の2;第29条の4の3;第29条の4の4 国民健康保険法施行規則第27条の25～27
審査基準	国民健康保険法第57条の3 国民健康保険法施行令第29条の4の2、第29条の4の3、第29条の4の4 国民健康保険法施行規則第27条の25、第27条の26、第27条の27 規定は略
標準処理期間	120日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	保険年金課
処分の名称	特定疾病給付対象療養に係る保険者の認定
処分権者	市長
根拠規定	国民健康保険法施行令第29条の2第7項
基準規定	国民健康保険法施行令第29条の2第7項 国民健康保険法施行規則第27条の12の2
審査基準	国民健康保険法施行令第29条の2第7項 国民健康保険法施行規則第27条の12の2 規定は略
標準処理期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	保険年金課
処分の名称	食事療養標準負担額減額の認定
処分権者	市長
根拠規定	国民健康保険法施行規則第26条の3第2項
基準規定	国民健康保険法施行規則第26条の3第1項・第2項・第3項・第4項・第5項
審査基準	国民健康保険法施行規則第26条の3第1項、第2項、第3項、第4項、第5項規定は略
標準処理期間	7日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	保険年金課
処分の名称	食事療養標準負担額減額に関する特例
処分権者	市長
根拠規定	国民健康保険法施行規則第26条の5第1項
基準規定	国民健康保険法施行規則第26条の5第1項
審査基準	国民健康保険法施行規則第26条の5第1項 規定は略
標準処理期間	7日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	保険年金課
処分の名称	特定疾病の認定
処分権者	市長
根拠規定	国民健康保険法施行規則第27条の13
基準規定	健康保険法施行令第四十一条第九項の規定に基づき厚生労働大臣が定める治療及び疾病本則
審査基準	<p>健康保険法施行令第四十一条第九項の規定に基づき厚生労働大臣が定める治療及び疾病 （特定疾病の認定）</p> <p>(1) 人工透析を実施している慢性腎不全 (2) 血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害及び先天性血液凝固第Ⅸ因子障害（いわゆる血友病） (3) 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（H I V感染を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る。）</p>
標準処理期間	7日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	保険年金課
処分の名称	限度額適用の認定
処分権者	市長
根拠規定	国民健康保険法施行規則第27条の14の2
基準規定	国民健康保険法施行規則第27条の14の2
審査基準	国民健康保険法施行規則第27条の14の2 規定は略
標準処理期間	7日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	保険年金課
処分の名称	出産育児一時金の支給
処分権者	市長
根拠規定	国民健康保険法第58条第1項
基準規定	周南市国民健康保険条例第6条第1項 周南市国民健康保険条例施行規則第3条 周南市国民健康保険条例施行規則第3条の2
審査基準	周南市国民健康保険条例第6条 周南市国民健康保険条例施行規則第3条 規定は略
標準処理期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	保険年金課
処分の名称	葬祭費の支給
処分権者	市長
根拠規定	国民健康保険法第58条第1項
基準規定	周南市国民健康保険条例第7条 周南市国民健康保険条例施行規則第4条
審査基準	周南市国民健康保険条例第7条 周南市国民健康保険条例施行規則第4条 規定は略
標準処理期間	60日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	保険年金課
処分の名称	はり・きゅう施術担当者の指定
処分権者	市長
根拠規定	周南市国民健康保険条例第9条;第10条
基準規定	周南市国民健康保険はり・きゅう・あん摩マッサージ施設利用規則第2条
審査基準	周南市国民健康保険条例第9条、第10条 周南市国民健康保険はり・きゅう・あん摩マッサージ施設利用規則第2条 規定は略
標準処理期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	保険年金課
処分の名称	保険料の減免
処分権者	市長
根拠規定	周南市国民健康保険条例第35条第1項
基準規定	周南市国民健康保険条例第35条第1項 周南市国民健康保険条例施行規則第14条第1項 周南市国民健康保険料の減免基準に関する要綱第2条の1
審査基準	周南市国民健康保険条例第35条第1項 周南市国民健康保険条例施行規則第14条第1項 周南市国民健康保険料の減免基準に関する要綱第2条の1 （保険料の減免） 規定は略
標準処理期間	14日
備考	